

朝日村個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】 住民福祉課・住民福祉係

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	朝日村長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民福祉課 住民福祉係	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳事務	
記録項目	〔住民基本台帳法第7条及び第30条の45に規定されている事項〕 1氏名、2生年月日、3性別、4世帯主名及び続柄、5本籍、6住民となった年月日、7住定日、8個人番号、9選挙人資格、10国民健康保険資格、10-2後期高齢者医療保険資格、10-3介護保険資格、11国民年金資格、11-2児童手当受給者資格、12米穀の配給、13住民票コード、14その他政令で定める事項、15国籍、16外国人住民となった年月日、17在留資格、18在留期間、19在留カード番号	
記録範囲	朝日村に住民登録がある者及び除票者	
記録情報の収集方法	事件本人又は届出人、他市町村（住基法第9条2項通知）、住民基本台帳ネットワークシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）朝日役場 総務課	
	（所在地）〒390-1188 朝日村大字古見 1555 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年2月9日